

住宅宿泊事業法施行規則について

平成 29 年 10 月
国土交通省
厚生労働省

I. 背景

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）は、平成 29 年 6 月 16 日に公布されたところ、法を施行するに当たり、法において省令で定めるとされた事項等について定める。

II. 概要

（1）人の居住の用に供されていると認められる家屋（第 2 条関係）

人の居住の用に供されていると認められる家屋は、現に人の生活の本拠として使用されている家屋、入居者の募集が行われている家屋、随時所有者等の居住の用に供されている家屋とする。

（2）人を宿泊させる日数の算定（第 3 条関係）

人を宿泊させる日数の算定は、毎年 4 月 1 日正午から翌年 4 月 1 日正午までの期間において人を宿泊させた日数を算定することとする。また、正午から翌日の正午までの期間を 1 日とする。

（3）届出（第 4 条第 4 項関係）

届出書に添付する書類は、

- ・登記事項証明書
- ・住宅の図面
- ・住宅が賃借物件である場合の転貸の承諾書
- ・住宅が区分所有建物である場合には規約の写し（規約に住宅宿泊事業に関して定めがない場合は管理組合に禁止する意思がない（※）ことを確認したことを証する書類）

等とする。

※「管理組合に禁止する意思がない」ことは、管理組合の理事会や総会における住宅宿泊事業を禁止する方針の決議の有無により確認する予定。

（4）宿泊者名簿（第 7 条関係）

- ① 宿泊者名簿は正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、作成の日から 3 年間保存することとする。
- ② 宿泊者名簿は届出住宅等に備え付けることとする。
- ③ 宿泊者名簿に記載する事項は、宿泊者の氏名、住所、職業及び宿泊日のほか、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号とする。

(5) 標識の様式（第 11 条関係）

標識の様式を定める。

(6) 住宅宿泊事業者の報告（第 12 条関係）

住宅宿泊事業者は、2 ヶ月ごとに届出住宅に人を宿泊させた日数等を報告することとする。

(7) 条例の制定の際の市町村の意見聴取（第 14 条関係）

都道府県は、法第 18 条の規定に基づく条例を制定しようとするときは、当該都道府県の区域内の市町村の意見聴取のための手続を行うこととする。

(8) その他所要の規定の整備を行う。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成29年10月27日（金）

施 行：平成30年6月15日（金） ※住宅宿泊事業法の施行の日